

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	7	所管 外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	開発途上にある海外の地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とした業務を行う。					
沿革	<p>国際協力機構(JICA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和37年 6月 海外技術協力事業団の設立 / 昭和38年7月 海外移住事業団の設立 ・昭和49年 8月 国際協力事業団の設立 ・平成15年10月 独立行政法人国際協力機構の発足 ・平成18年10月 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(※)」公布 ・平成20年10月 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行・新JICAの発足 <p>※JBICより有償資金協力業務を、外務省から無償資金協力の一部の実施業務をそれぞれ承継し、我が国ODAのすべての手法、すなわち、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に実施する機関とする。</p> <p>旧国際協力銀行(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和36年 3月 海外経済協力基金の設立 ・平成11年10月 旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金の統合により、国際協力銀行設立 					
中期目標期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		13	13	13	13 [2] (2)	
常勤役員数		13	13	13	13	
非常勤役員数		—	—	—	—	
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		1,664	1,711	1,842	1,842 [18] (35)	
うち間接部門		291	292	287	214	
うち事業部門		1,373	1,419	1,555	1,628	
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)		127.8 (109.3)	124.3 (106.5)	117.2 (101.8)	— (—)	
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
国からの財政支出額の推移(百万円)	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算	
一般会計(百万円)		348,708	269,634	297,337	198,821	
うち運営費交付金		151,726	143,301	149,663	146,919	
うち施設整備費補助金		—	—	—	—	
うち施設整備以外の補助金・交付金		90,587	83,433	96,618	—	
うち委託費		1,995	1,000	714	1,302	
うち出資金		104,400	41,900	50,342	50,600	
特別会計(特会名)(百万円)		—	—	—	—	
うち運営費交付金		—	—	—	—	
うち施設整備費補助金		—	—	—	—	
うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—	
うち委託費		—	—	—	—	
うち出資金		—	—	—	—	
計		348,708	269,634	297,337	198,821	
支出額の推移(百万円)		1,552,480	1,377,889	1,495,232	1,620,415	
収入額の推移(百万円)		1,562,891	1,364,413	1,511,585	1,620,415	
国の財政支出/収入額(%)		22%	20%	20%	12%	
財務データ(平成24年度、百万円)	資産合計	11,323,328	うち流動資産	11,155,404		
	負債合計	2,454,726	純資産合計	8,868,602	うち利益剰余金	1,135,920

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
技術協力	①開発途上国の要請を踏まえ、国際約束に基づき（個別法第13条第1項1号）政府間で案件実施を合意。 ②JICAは、政府の方針及び中期計画に沿って、案件の形成支援及び要請案件の妥当性に係る検討を行い、政府に報告。 ③政府による案件採択及び国際約束の締結後、相手国との間で案件の実施の細目を合意し、技術協力事業を実施。	56,939	合計	65,261	一般社団法人日本森林技術協会	265
			国費	59,733	財団法人河川情報センター	254
			自己収入	714	一般社団法人海外林業コンサルタンツ協会	233
			自己収入	52	一般社団法人海外職業訓練協会	192
研修員受入	①開発途上国の要請を踏まえ、国際約束に基づき（個別法第13条第1項1号）政府間で案件実施を合意。 ②JICAは、政府の方針及び中期計画に沿って、案件の形成支援及び要請案件の妥当性に係る検討を行い、政府に報告。 ③政府による案件採択及び国際約束の締結後、相手国との間で案件の実施の細目を合意し、技術協力事業を実施。	12,575	合計	12,575	公益財団法人北九州国際技術協力協会	195
			国費	12,269	一般社団法人NHKインターナショナル	86
			自己収入	300	一般社団法人海外農業開発協会	81
			自己収入	6	公益財団法人国際看護交流協会	44
有償資金協力	①円借款については、開発途上国の要請を踏まえ、国際約束に基づき（個別法第13条第1項第2号イ）政府間で実施を合意。 ②JICAは、政府の方針及び中期計画に沿って、案件の形成支援及び要請案件に係る妥当性の検討を行い、政府に報告。 ③借款供与に係る閣議決定及び国際約束締結後、相手国政府等と借款契約を締結し、案件の監視と貸付けを実施。	1,256,213 (注) (うち、貸付金・出資金：665,755 関連支出（財政融資資金借入金償還、事業損金等）：590,457) (注) 有償資金協力部門資金計画に係る支出実績額	合計	1,256,213	一般社団法人国際臨海開発研究センター	232
			国費	50,342	一般社団法人日本国際協力システム	154
			借入金	82,900	社団法人海外鉄道技術協力協会	101
			自己収入	60,000	一般社団法人海外環境協力センター	73
無償資金協力	①開発途上国の要請を踏まえ、国際約束に基づき（個別法第13条第1項第3号）政府間で案件実施を合意。 ②JICAは、政府の方針及び中期計画に沿って、案件の形成支援及び要請案件に係る妥当性の検討を行い、政府に報告。 ③贈与実施に係る閣議決定及び国際約束締結後、当該案件の実施に必要な資金につき政府から交付を受け、相手国政府と贈与契約を締結し、案件の監視と支払いを実施。	96,802	合計	96,802	一般社団法人日本国際協力センター	9
			国費	184	一般社団法人国際開発機構	2
			自己収入	96,618		
			自己収入			
国民等の協力活動の促進及び助長	(1) ボランティア事業 ①国際約束に基づき（個別法第13条第1項第4号ロ）政府間でボランティアの派遣を合意。 ②JICAは、相手国政府の要請を踏まえ、政府の方針及び中期計画に沿って、ボランティアの募集、選考、派遣を実施。 (2) 草の根技術協力事業	11,787	合計	11,787	公益社団法人青年海外協力協会	799
			国費	11,787	一般社団法人協力隊を育てる会	83
			自己収入		公益財団法人海外日系人協会	46
			自己収入		一般社団法人阪大微生物病研究会	6
ボランティア事業以外	①開発途上国での協力活動を志望する国民等からの提案に係る協力事業について、JICAは中期計画に沿って妥当性を検討。 ②JICAが妥当と判断した案件のうち、主務大臣が適当と認めるもの（個別法第13条第1項第4号ハ）について、提案者への委託を通じ事業を実施。	3,080	合計	4,880	公益社団法人青年海外協力協会	216
			国費	4,837	公益財団法人海外日系人協会	85
			自己収入		公益財団法人結核予防会	51
			自己収入	43	公益社団法人国際農業者交流協会	33
海外移住者に対する援助、指導等	中期計画及び年度計画に沿って、JICAが事業の具体的内容を定め必要な事業を実施。	302	合計	302	公益財団法人海外日系人協会	152
			国費	302		
			自己収入			

事務・事業の構造等（平成25年度）

NO.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事業区分	事業内容	事業費	収入		事業費	収入	
			国費	自己収入			国費
災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣に関する法律に基づく国の決定を踏まえ、中期計画に沿ってJICAは緊急援助活動等を実施。	660	合計		942	公益社団法人青年海外協力協会	80
			国費	運営費交付金	880		
			自己収入	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	62		
人材養成確保	中期計画及び年度計画に沿って、JICAが事業の具体的内容を定め必要な事業を実施。	354	合計		354		-
			国費	運営費交付金	354		
			自己収入				
調査・研究	(1) 調査 JICAは政府の方針、相手国政府の要請を踏まえ、中期計画に沿って案件の形成支援のための調査を企画し、政府との協議を経た後具体的な調査を実施。 (2) 研究 中期計画及び年度計画に沿って、JICAが事業の具体的内容を定め必要な事業を実施。	10,262	合計		13,314	一般財団法人日本気象協会	81
			国費	運営費交付金	13,314	公益社団法人青年海外協力協会	69
			自己収入			一般財団法人日本国際協カセンター	60
			自己収入			一般財団法人国際臨海開発研究センター	47
附帯事業等	中期計画及び年度計画に沿って、JICAが事業の具体的内容を定め必要な事業を実施。	9,157	合計		9,053	一般財団法人日本国際協カセンター	120
			国費	運営費交付金	8,430	一般財団法人国際開発機構	32
			自己収入	海外経済協力事業委託費	0	公益社団法人国際農林業協働協会	28
			自己収入	野口英世アフリカ賞基金運営委託費	11	財団法人ラジオプレス	18
			自己収入	事業収入	15	一般財団法人日本国際協カシステム	15
			自己収入	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	236	公益社団法人青年海外協力協会	14
			自己収入	寄附金収入	18	公益財団法人地球環境センター	6
			自己収入	施設整備資金	343	公益財団法人太平洋人材交流センター	5
その他(※)		37,101	合計		40,101	公益社団法人青年海外協力協会	409
			国費	運営費交付金	37,574	財団法人高度映像情報センター	116
			自己収入			一般財団法人日本国際協カシステム	86
			自己収入	雑収入	2,527	一般財団法人日本国際協カセンター	69

※運営費交付金にかかる(項)事業支援関係費及び(項)一般管理費はその他に含まれる。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
 <平成24年度決算合計>

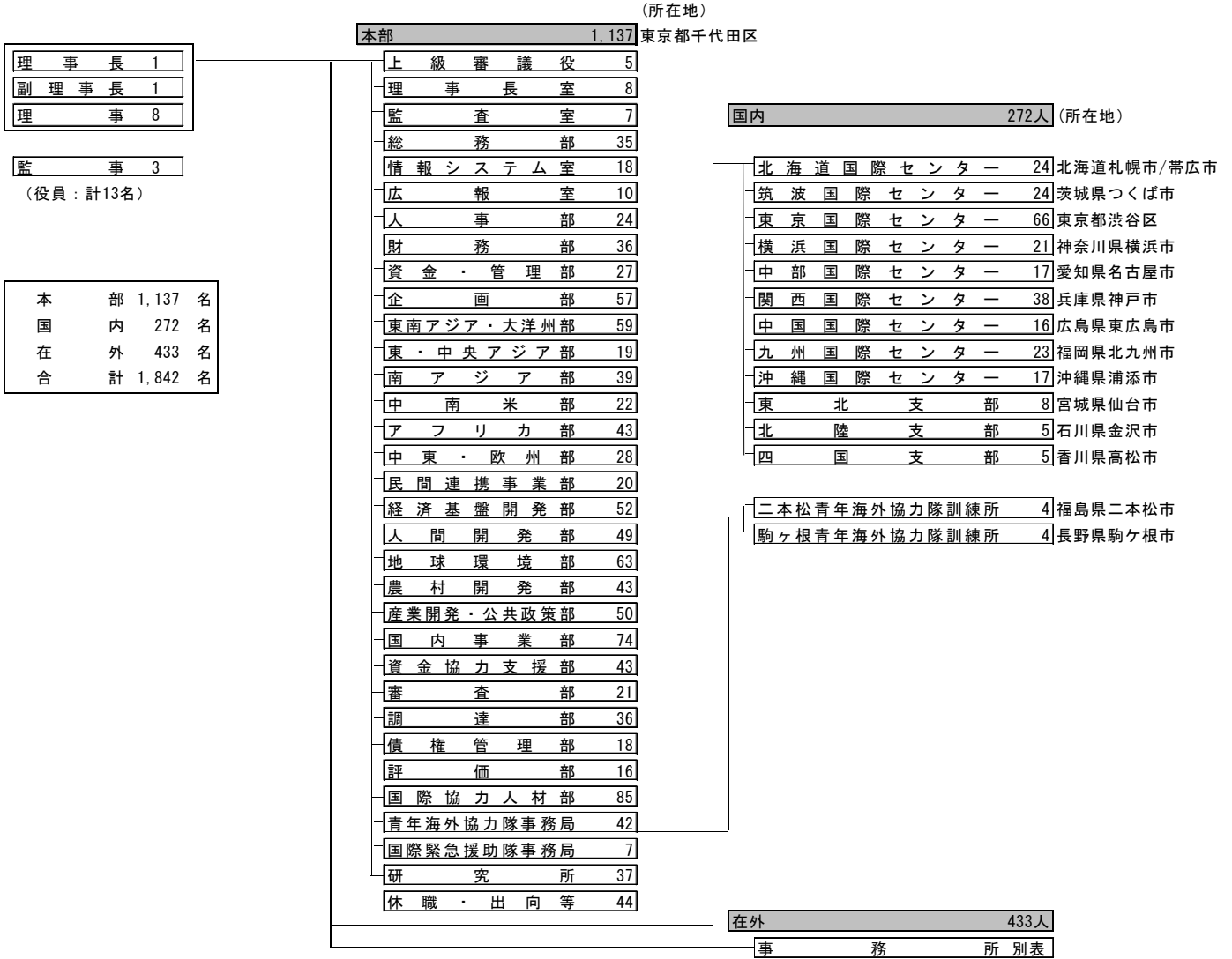
特別会計	法人合計(百万円)	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

独立行政法人国際協力機構 組織図（平成25年度）



NO.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

独立行政法人国際協力機構 組織図（在外の体制）（平成25年度）

（別表）

事務所（65カ国）

アジア地域 188人

インドネシア事務所	15
マレーシア事務所	5
フィリピン事務所	15
タイ事務所	9
カンボジア事務所	11
ラオス事務所	8
東ティモール事務所	5
ベトナム事務所	16
ミャンマー事務所	12
中華人民共和国事務所	10
モンゴル事務所	6
バングラデシュ事務所	12
インド事務所	11
ネパール事務所	7
パキスタン事務所	10
スリランカ事務所	11
アフガニスタン事務所	13
キルギス事務所	3
ウズベキスタン事務所	7
ブータン事務所	2

大洋州地域 12人

フィジー事務所	7
バブアニューギニア事務所	5

北米・中南米地域 52人

ドミニカ共和国事務所	5
エルサルバドル事務所	5
ホンジュラス事務所	4
メキシコ事務所	4
ボリビア事務所	6
ブラジル事務所	6
パラグアイ事務所	5
ペルー事務所	6
グアテマラ事務所	2
ニカラガ事務所	3
アルゼンチン事務所	2
アメリカ合衆国事務所	4

中東地域 46人

パレスチナ事務所	5
ヨルダン事務所	6
シリア事務所	3
エジプト事務所	12
モロッコ事務所	5
チュニジア事務所	5
イラン事務所	3
イラク事務所	7

アフリカ地域 124人

エチオピア事務所	7
ガーナ事務所	9
ケニア事務所	12
マラウイ事務所	5
ナイジェリア事務所	4
南アフリカ共和国事務所	8
ウガンダ事務所	7
タンザニア事務所	12
ザンビア事務所	8
ブルキナファソ事務所	6
マダガスカル事務所	4
モザンビーク事務所	8
セネガル事務所	10
スーダン事務所	4
カメルーン事務所	3
ルワンダ事務所	4
コンゴ民主共和国事務所	3
南スーダン事務所	6
コートジボワール事務所	4

欧州地域 11人

トルコ事務所	4
バルカン事務所	3
フランス事務所	3
英国事務所	1

（セルビア）

No.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

1. 法人の位置付け

(1) 経済協力に係る外交政策に関する事務は、外務省の所掌事務として外務省設置法第4条第1号ハに規定されており、政府開発援助（ODA）は我が国の最も重要な外交手段の1つである。日本を取り巻く国際情勢が大きく変動する今日、その重要性や有効性は更に増大している。我が国ODAの目的は、「政府開発援助大綱」（平成15年8月29日閣議決定）に定められているとおり、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じた我が国の安全と繁栄の確保に資することである。このためODAの戦略的・効果的活用を進める必要があり、平成25年3月に設置された「経協インフラ戦略会議」において、その基本的な方向性が議論されている。また、外務省において、我が国の外交政策の進展や、新たに発生した政策課題に機動的に対応するために重点事項を明確にし、各年度の事業に反映させることを目的に年度毎に「国際協力重点方針」が定められている。

(2) 本法人の業務は、主務官庁たる外務省が定める政策評価体系で掲げる施策の1つである「経済協力」の遂行を担う事業として位置づけられ平成20年10月に独立行政法人国際協力機構に国際開発協力銀行（JBIC）より有償資金協力業務を、外務省から無償資金協力の一部の実施業務をそれぞれ承継する組織統合により、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全てを担当する我が国唯一かつ世界有数のODA実施機関となった。上述の政策や政府の国際約束に基づき、国際社会共通の開発目標であるミレニアム開発目標（MDGs）達成や、我が国の国際公約の実現に向け、非常に広範な事業を実施し、ODAの目的を達成するため積極的な貢献を行っている。

(3) また、ODAは途上国の成長を我が国自身の成長に取り込んでいくという観点から、重要な役割を担っている。この観点から、貿易・投資環境整備支援の拡大のため、本法人は海外投融資の再開や外貨返済型の円借款の導入などを行い、また、中小企業の製品・技術などのニーズ調査や案件化調査等中小企業の海外展開支援を実施し、拡充している。本法人のこうした役割やこれらの施策については、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」や、平成25年5月の経協インフラ戦略会議で決定した「インフラシステム輸出戦略」においても明確かつ具体的に示されている。

2. 本法人の成果として挙げられる主なものは、以下のとおり。

- ・平成24年度の事業規模は技術協力1,678億円（暫定値）、有償資金協力12,229億円（L/A承諾額）及び無償資金協力1,416億円（G/A締結額）に達し、海外投融資については、本格再開後初の融資契約を調印した。

- ・持続的経済成長について、2015年（平成27年）の統合を目指すASEAN諸国の連結性向上に資するインフラ整備支援（25案件）を展開したほか、7件の都市開発計画を新規に策定し、案件実施対象都市（圏）の裨益人口は合計4,360万人に達した。インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）では、産官学の連携により、運輸交通や都市開発分野でのインフラシステム輸出にもつながるマスタープランを策定するなど、最上流の計画策定に向けた取組を推進した。民主化の進展に伴い、急激な発展と投資の拡大が見込まれるミャンマーに対しては、ヤンゴンの都市圏開発支援等を実施した。これらの取組等を通じ、開発途上国の持続的な経済成長に我が国民間企業が積極的に貢献し、政府の政策課題に大きく貢献した。

- ・政府の政策を踏まえ、円借款をより魅力的な手法とすべく、外貨返済型円借款を導入。借入国の為替変動リスクの軽減により、円借款候補案件の裾野が拡大し、日本企業が関心を有する円借款案件の要請が増えることにより、インフラシステム輸出を含め海外進出を企図する企業のビジネスチャンスが拡大することが期待される。

- ・多様な関係者との連携においては次の成果に結びついた。(ア)ODAを活用した中小企業等の海外展開のための委託事業において、案件化調査（32件：応募117件）、ニーズ調査（8件：応募24件）、途上国政府への普及事業（10件：応募28件）を実施、契約先である中小企業を全面的に支援した。(イ)国際協力を通じた日本の地域経済活性化を目的とした、草の根技術協力（地域経済活性化特別枠）により、地方自治体の提案を一層積極的に推進、18億円の枠に対し、81件約37.1億円の応募があり、現在案件審査中である。(ウ)BOPビジネス連携促進の協力準備調査について、平成22年度から平成24年度で計65件を採択、54件の調査を実施し、ルワンダ及びバングラデシュの2件については、事業化の目処が立った初の事例となり、今後も拡大を進める。

- ・貧困削減については、教育や保健分野をはじめとする2015年（平成27年）のミレニアム開発目標の達成に向けた取組を推進した。特にニーズの大きいアフリカ地域に対して、平成20年の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で日本政府が掲げた公約に沿った取組を進め、理数科教員の養成（目標10万人に対し79万人の実績）、住民参加型学校運営モデルの普及（目標1万校に対し2万校の実績）、保健・医療人材の育成（目標10万人に対し21万人の実績）や病院・保健センターの改善（目標1,000箇所に対し3,844施設の実績）、安全な水の供給（目標650万人に対し約930万人）や水管理技術者の育成（目標5,000人に対し、13,200人）等の公約を上回る達成に大きく貢献した。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p>1. メリット</p> <p>本法人の実施する事務・事業は、国が直接実施するには不向きな金融業務を含む。また、国民生活及び社会経済等の公共上の見地から確実に実施される必要がある。さらに、組織統合の趣旨からしても一の主体に独占して行わせることが必要な事業であるため、独立行政法人制度の趣旨に合致していると判断される。また、事業規模（平成24年度）も技術協力1,678億円（暫定値）、有償資金協力12,229億円（L/A承諾額）及び無償資金協力1,416億円（G/A締結額）と極めて大きいため、独立の法人とする必要があると判断される。</p> <p>本法人の実施するODA事業は、長期間にわたること（特に有償資金協力）に加え、相手国政府の予算・会計制度や政治、治安など種々の状況に応じて事業計画・内容の修正が必要であり、更に外交政策に従って機動的、迅速に実施する必要もあることから、運営費交付金による弾力的な予算・業務執行、複数年度にわたる予算執行による援助の予測性向上等においてはメリットがあった。</p> <p>2. デメリット</p> <p>一方で、国際情勢が大きく変動する中、外交政策に従って機動的に事業運営を行う必要があること及び事業の実施自体に長期間要する上に効果発現までには更に時間を要することからして、5年毎に区切り目標を設定し、実績（アウトカム）を測定するとの独法制度にはなじみにくい側面がある。また、効率化係数に関しても、実質的には法人横並びの運用とならざるを得ず、物価上昇率の高い新興国、途上国に多くの事務所を抱え、管理経費が圧迫要因となっており、結果として政府の政策に迅速かつ柔軟に対応する上で困難になっている側面がある。</p>
--

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
外務省	1	貧困農民支援(無償資金協力)

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
システム関連(開発・運用・保守)	当機構の事業を実施する上で必要なシステムの開発・運用・保守に係る業務	4,183	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ/アクセンチュア株式会社/富士通株式会社等
建物管理・保守	国内機関の建物管理業務等	1,787	東京ビジネスサービス株式会社/株式会社ダイケングループ/株式会社沖縄ダイケン等
工事(建設、土木も含む)	国内機関等における施設建設、改修工事や、途上国における施設建設	1,425	ダイワラクダ工業株式会社/株式会社関電工/関彰エンジニアリング株式会社等
各種業務委託(管理業務)	各種事務支援(給与計算等)、人材派遣、職員研修、清掃業務等	1,253	富士通株式会社/富士ゼロックス株式会社/テンプスタッフ株式会社等
情報提供サービス	緊急関連情報の提供等の各種データサービス使用料他	35	トムソン・ロイター・マーケット株式会社/株式会社日本ケーブルテレビジョン等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
コンサルタント等契約	協力準備調査、技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力等の当機構の実施する事業を達成しうる知識、経験、実績、手法等の能力を有しているコンサルタントを調達する契約	55,845	日本工営株式会社/株式会社オリエンタルコンサルタンツ/株式会社国際開発センター等
各種業務委託(事業支援)	ボランティアの派遣に係る募集・訓練、訪日研修員の移動手配、その他各種事業実施支援業務	5,300	公益社団法人青年海外協力協会/株式会社国際サービスエージェンシー/株式会社読売広告社等
草の根/科学技術/BOP/PPP	当機構が実施する、「草の根技術協力」、「科学技術協力」、BOP、PPPに関連する事業の実施のための研究・教育機関、民間企業等に対する委託(※BOPはBase of the Pyramid、PPPはPublic-Private Partnershipを意味する。)	3,029	国立大学法人東京大学/日本工営株式会社/メタウォーター株式会社等
技術協力研修	途上国の人材を対象とした日本または第三国における研修に係る業務委託	2,173	富士通株式会社/公益社団法人海外日系人協会/有限会社アールディーアイ等
ローカルコンサルタント	途上国の現地で行う調査業務等の各種業務	1,952	International Labour Organization/Hambastagi Consulting Group/NIPPON KOEI LAC DO BRASIL LTDA等
製造(印刷製本含む)	印刷製本、特注品の製作等	365	株式会社ナルックス/株式会社ダイナモ/株式会社カントー等

No.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	該当なし。
② これに対する現時点での考え方	—
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。なお、有償資金協力業務については金融業務型のガバナンスを適用する。</p> <p>○ 本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、平成23年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>海外事務所に関し、平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について年度内に合意。これにより、平成22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。</p> <p>さらに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき検討した結果を、外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」として取り纏めた。</p> <p>「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）をもって、同閣議決定の内容は凍結とされているが、本法人は、各拠点の契約更新や移転等にあたり、上記取り纏めの趣旨も念頭に、効率的な運営となるよう個別に検討を行っている。</p>
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>1. 政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項</p> <p>直近の第2期中期目標（平成19～23年度）終了時の政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成23年12月9日）において、「在外機能の強化（途上国のニーズに的確・迅速に対応するための在外機能の総合的強化）」に取り組むよう指摘を受けた。</p> <p>2. 会計検査院による指摘事項</p> <p>該当なし。</p>
② 対応状況	<p>「在外機能の強化」については、協力ニーズの拡大に迅速に対応するための南スーダンやミャンマー等の拠点の強化、英文化や現地職員研修を通じた現地職員の能力強化と活用、累計43海外拠点（平成24年度末）の会計事務の一部の本部移管等を通じた本部からの在外支援機能の強化等、総合的な取組を進めた。</p>

No.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

(政策との一体性)

日本を取り巻く情勢が変化中、我が国の最も重要な外交手段の1つである政府開発援助（ODA）の有効性が更に増大している。ODAは、我が国が国際貢献を行うとともに、その活用による開発途上国の安定と発展や地球規模課題の解決を通じて我が国自身の国益増進を図るための最も重要な外交手段であることから、本法人が政策との一体性を確保しながら、効果的・効率的に事業を実施できる体制を維持することが重要である。

本法人の主要な事業である技術協力、有償資金協力、無償資金協力は、国際約束に基づく実施がJICA法上定められており、我が国政府が被援助国と国際約束を締結することにより個別事業として採択が決定される。本法人は、政府の締結する国際約束に基づき、途上国政府との事業実施の合意文書を締結し、事業を円滑に実施し適正な成果が得られるよう実施主体としての責任を有している。また、援助政策の決定過程・実施においては、在外公館及び本法人現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、ODAタスクフォースを設置し、現地事情を踏まえた開発ニーズ分析や実態把握を踏まえ、効果的な事業実施に努めている。

本法人は、政府の政策に基づき案件形成を行うとともに、事業実施を通じて政府の政策立案にもフィードバックを行っている。このような既に確立している一連の仕組みを改編することは、各種行政コストの増加が想定されることから適切ではない。

さらに、本法人は、平成20年度の組織統合により技術協力、有償資金協力、無償資金協力を所掌するODA実施機関となり、これら3つの援助手法を適切に組み合わせることにより、効果的に事業を行う体制・制度作りに取り組んできた。限られた予算を有効活用し最大限の効果を発揮するためには、これまでの取組を継続し、事業現場で蓄積された経験・知見やネットワークを一層活用していくことが必要である。

(公的な立場・中立性)

我が国の外交政策や開発援助政策に則って行う事業は、相手国政府や他援助機関等との間で公的・中立的な立場で協議・調整等を行うことが必要である。また、開発途上国における経済・社会インフラ整備等は、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないものであり、公的機関の役割が大きい。有償資金協力業務についても、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で資金を貸し付けるものであり、一般の金融機関とは競合しない。

(専門性)

ODA事業の実施においては、実施機関としての専門性や知見を活かし、①国際貢献や国益増進といった政策上のニーズや外交上の緊急の要請にも応えなくてはならないこと、②事業の実施パートナーである開発途上国政府は治安やガバナンスが不安定であることも多く、不測の事態も発生しうることなどから、事業実施や予算執行において機動性や柔軟性を確保することが不可欠である。

また、本法人は一般会計出資金に加えて財政融資資金借入や財投機関債といった調達資本を原資としつつ、円借款等の投融資について与信管理を行っている。円借款供与対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力、対象事業の審査等の適切な分析等を通じて、信用（債権回収）リスクの軽減を図ることを含め、総合的な資産負債管理（ALM）を適切に行い、財務の健全性を確保できる自律的な体制を整えていることが不可欠である。

上記の点を踏まえ、本法人は我が国ODAの実施機関として日本外交の戦略的展開に不可欠な存在であり、廃止することはできない。また、現在本法人が担っている業務の全部及び一部を民間開放すること及び他の主体への移管することは適当でない。

No.	7	所管	外務省	法人名	独立行政法人 国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	---------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

外交政策を実現するため、本法人の事務・事業の実施にあたっては前述のとおり、機動性、自律性が不可欠である。この点は、個別の法人の事務・事業の特性を踏まえることが必要であるとした「中間とりまとめ」の指摘のとおりであるが、特に本法人については次の諸点に留意する必要がある。

○本法人が実施するODA等外貨による支出については、為替の変動を直接的に受けることとなり、例えば平成25年度予算は1ドル＝82円で組まれているが、円安の結果として実質的に大きく目減りしているため、運営費交付金の算定にあたっては円安の影響に対する配慮も必要となる。

○昨今の大きく変動する国際社会において、日本の国益を増進し、戦略的な外交を展開するためには、柔軟かつ機動的に対応することが必要であり、外交政策の下で行われる本法人の業務については、相応の配慮が必要である。例えば、海外投融資事業の再開、中小企業・地方自治体への海外展開支援等にかかる政策決定に基づき、本法人が新たな業務を追加的に取り組むことになったが、その対応には、事業費のみならず、必要な体制強化を行うための管理経費が必要である。しかしながら、同経費は毎年の効率化係数による経費節減の対象となっており、そのような制約は、政府の政策を踏まえて法人ごとに設定できるよう運用の柔軟性の確保が必要である。また、本法人は援助機関という性格上、経営努力による自己収入は存在しえず、新たな業務への対応については運営費交付金の増額で対応することが必要である。

○本法人が担う業務の専門性に鑑み、優秀な人材の養成・確保に配慮する必要がある。例えば、多額の融資を管理する金融機関としての適切な体制を整備するため、金融・財務の専門知識を有する人材を中途採用などを通じて確保・育成することが急務であり、待遇水準についても、一律に国家公務員と比するのではなく、各法人の業務内容及び質の確保に応じて対応することが望ましい。